



▶ 今回のお知らせ版掲載一覧



1ページ ・令和6年能登半島地震災害義援金の受付について

2ページ ・物価高騰対応重点支援給付金のお知らせ

・診療所からのお知らせ

3ページ ・昭和村保育所 令和6年度利用申込みについて

・宅内防災無線の修理について



4ページ ・昭和学講座の開催について

・古文書勉強会の開催について



5ページ ・令和5年分所得申告相談事前準備のお願い



昭和村・昭和村社会福祉協議会合同

令和6年能登半島地震災害義援金の受付について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害で、被害に遭われた方々の生活を支援するための義援金受付を実施いたします。

お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて被災された方々へ送られます。なお、物品の寄託につきましては、受け付けしておりませんのでご了承ください。

義援金寄託方法（以下のいずれかの方法で寄託ができます）

(1) 募金箱への寄託

①昭和村役場 ②昭和村公民館 ③すみれ荘 ④しらかば荘 ⑤道の駅からむし織の里しょうわ
⑥喰丸小 の6カ所に募金箱を設置しております。

(2) 昭和村社会福祉協議会(すみれ荘) 窓口での寄託

お預かりした際には、日本赤十字社の領収書を発行いたします。すみれ荘までお越しいただく事が困難な場合は、職員がお伺いいたしますので、電話 0241-57-2655 までご連絡ください。

(3) 郵便局・ゆうちょ銀行での寄託

口座番号：00150-7-325411

加入者名：日赤令和6年能登半島地震災害義援金

※受領証をご希望の場合は通信欄に「受領証希望」と明記の上、お名前・ご住所・電話番号もご記入ください。郵便局・ゆうちょ銀行窓口での取扱いの場合は手数料無料となります。(ATMをご利用の場合は振込手数料がかかる場合があります。)

ご不明な点がございましたら昭和村社会福祉協議会までお問合せください。

☎ 昭和村社会福祉協議会 ☎ 57-2655



物価高騰対応重点支援給付金のお知らせ

この給付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の負担増を踏まえ、特に負担感が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、給付金を支給します。

【支給額】

1世帯あたり 70,000 円

※本給付金は令和 5 年 11 月 29 日に公布された「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」第 3 条により差し押さえが禁止されています。

※本給付金は非課税収入です。

【支給対象世帯】

令和 5 年 12 月 1 日（基準日）において、住民基本台帳に登録されており、世帯全員が令和 5 年度分の住民税が非課税である世帯

【申請方法】

対象世帯へは、1月下旬（予定）に確認書を郵送しますので、確認書が届いた世帯は、支給要件に該当することを確認し、署名のうえ、確認書を返送ください。

確認書には、申請期限が記載されていますので、お手元に確認書が届きましたら、お早めに申請ください。

☎ 総務課住民係

「物価高騰対策重点支援給付金」担当

☎ 57-2113・57-2115

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



診療所からのお知らせ

直近の診療日をご案内いたします。

○内科は毎週水曜日が一般外来休診日です。
（検査・昭和ホーム回診・往診日、急患応相談）

○歯科は完全予約診療です。
（急患応相談、事前にお電話ください。）

○昭和村診療所においては感染拡大防止のため、当面の間、従来通りの感染症対策を行います。

来所の際は自宅で体温を測っていただき、**マスク**を着用願います。

発熱等の症状がある場合には、来所する前に（家族も含む）、まずお電話でご相談ください。（57-2255）

○土日祝日は休診日です。休日・時間外の受診・相談は極力控え、診察日・診察時間内に受診しましょう。

残薬をご確認の上、早めの受診をお願いします。

| 月日 | 内科 | 歯科 | バス |
|----------|-----|----|-------------|
| 1月10日(水) | 検査日 | ○ | |
| 11日(木) | ○ | 休診 | 松山～野尻 |
| 12日(金) | ○ | ○ | 大芦 |
| 15日(月) | ○ | ○ | 下中津川 |
| 16日(火) | ○ | ○ | 小中津川～両原、小野川 |
| 17日(水) | 検査日 | ○ | |
| 18日(木) | ○ | ○ | 松山～野尻 |
| 19日(金) | ○ | ○ | 大芦 |
| 22日(月) | ○ | ○ | 下中津川 |
| 23日(火) | ○ | ○ | 小中津川～両原、小野川 |
| 24日(水) | 検査日 | ○ | |
| 25日(木) | ○ | ○ | 松山～野尻 |
| 26日(金) | ○ | ○ | 大芦 |
| 29日(月) | ○ | ○ | 下中津川 |
| 30日(火) | ○ | ○ | 小中津川～両原、小野川 |

○内科 午前9:00～11:15（受付）

※午後診察分の受付も行っております。

午後2:00～ 4:00（受付）

○歯科 午前9:00～11:30 / 午後 1:30～4:00

※1月11日(木)休診

※医師の診療を受けずに薬のみを処方することは法律上出来なくなっております。

☎ 診療所 ☎ 57-2255



昭和三村保育所

令和6年度利用申込みについて

令和6年4月から子どもの保育を希望する方は、次のとおり申し込みをお願いいたします。

入所基準（下記のいずれかに該当すること）

- ・保護者が月に48時間以上労働している
- ・保護者が妊娠、病気、障がいである
- ・保護者が家族等の介護又は看護をしている
- ・保護者が求職活動を継続的に行っている
- ・保護者が学校や職業訓練に通っている
- ・保護者が育児休業中で育児休業に係る子ども以外の兄弟姉妹が引き続き利用することが必要と認められること。

保育必要量の区分

①保育短時間（保育時間が一日8時間まで）

※パートタイム就労など、ひと月あたりの労働時間が120時間未満の場合

②保育標準時間（保育時間が一日8時間以上）

※フルタイム就労など、ひと月あたりの労働時間が120時間以上の場合

定員 45名

対象年齢 満1歳から

保育時間 8:30～16:30（保育短時間）

7:30～18:30（保育標準時間）

提出書類

【新規入所希望】

保育所入所申込書、教育・保育給付認定申請書、父母の就労証明書など

【既入所者】

現況届、父母の就労証明書など

※既入所者には保健福祉課から書類を送付します。

提出〆切

令和6年2月9日（金）

新規入所希望の場合は保健福祉課にご連絡ください。4月以外の入所については随時受付を行っております。

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645



宅内防災無線の修理について

防災無線の送信設備の修繕に伴い、下記の時間帯、ご自宅にある防災無線から放送が流れなくなります。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、屋外にある防災無線のラッパからは放送が流れるので、緊急時等は、複数回、屋外の防災無線を活用してお知らせいたします。

●修繕作業日時

令和6年1月19日（金）午前10時～午後4時頃

この時間帯を除けば、通常通り、放送が流れる予定ですが、例えば、午前6時のチャイム、午後5時のチャイムが聞こえない、他の放送も聞こえにくい、などありましたら、企画創生係までお知らせください。

☎ 総務課企画創生係 ☎ 42-7717

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



地域の魅力を再発見しませんか？

昭和学講座の開催について

今回は座学形式で、「奥会津の縄文展のまとめ」と「からむし栽培と昭和村の山の暮らし」をテーマに行います。

どなたでも参加できますので、ぜひお気軽にご参加ください。

1. 日時

令和6年1月23日(火)

午後1時30分～午後3時30分頃まで

2. 会場

昭和村公民館2階 研修室

3. 講師

菅家博昭さん

からむし工芸博物館 松尾悠亮さん

4. その他

参加費無料(事前申込不要)

☎ 教育委員会 ☎ 57-2114



いにしへの村の暮らしを読み解く

古文書勉強会の開催について

古文書勉強会では、いにしへの昭和村の暮らしが記された古文書をテキストに読み進めていきます。

文字の解読方法や読み方などを詳しく解説しますので、ぜひお気軽にご参加ください。

1. 開催日時

令和6年1月27日(土)

午前10時00分～正午まで

2. 開催場所

昭和村公民館

3. 持ち物

筆記用具

4. 講師

小林盛雄さん

からむし工芸博物館 松尾悠亮さん

5. 参加申込

参加を希望される方は開催日の前日までに、お電話等で教育委員会までお申し込みください。

村公式HPまたは村公式LINEからもお申し込みできます。(参加費無料)

☎ 教育委員会 ☎ 57-2114

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



令和5年分所得申告相談事前準備のお願い

2月中旬から3月中旬に実施する所得申告相談につきまして該当の方は以下の準備をお願いします。

●医療費控除の明細書作成

医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」を作成し、所得申告相談の時に領収書と併せて提出してください。

最終ページに記入例と記入用の明細書を添付しますのでご活用ください。なお、昭和村のホームページからもダウンロードできます。

※医療費控除は医療費の合計金額が10万円、もしくは控除を受ける方の所得金額の5%を比較して、いずれか少ない方の金額より控除の対象となります。

●所得申告相談資料の記入

昨年の令和4年分所得申告相談で事業・農業・不動産の所得申告があった方へ「所得申告相談資料」を送付しますので記入し、所得申告相談の時に領収書や帳簿などと併せて提出してください。

令和5年に上記の収入があった方や1月16日までに届いていない方は役場で配布します。

※所得申告相談資料は収入と経費をまとめるための用紙です。提出した資料を基に役場職員が確定申告及び住民税申告の用紙を作成します。

※青色申告、電子申告(eLTAX)の方への配布は行いません。

●給与支払報告書の提出

従業員を雇用する事業主(給与支払者)の皆さんには、所得税を源泉徴収する義務があります。法人や個人にかかわらず、前年に支払った給与額は、すべての従業員分(アルバイト、パート、役員など)の給与支払報告書を作成し、毎年1月1日時点で従業員が居住する自治体に提出しなければいけません。

【提出期限】

令和6年1月31日 *早期の提出にご理解とご協力をお願いいたします。

【提出物の内容】

①総括表

特別徴収義務者に指定される場合は、指定番号入りのものをご使用ください。

②給与支払報告書

従業員1人につき、1枚の提出が必要です。

③仕切紙(普通徴収切替理由書)

特別徴収に該当しない従業員を有する場合は、提出が必要です。

【提出にあたっての注意点】

昨年、電子申告(eLTAX)を活用し、給与支払報告書を提出いただいた事業主の皆さんには、総括表を送付しておりませんので、ご注意ください。

また、特別徴収に該当しない従業員を有する場合は、特別徴収と普通徴収の間に「仕切紙(普通徴収切替理由書)」を挟み、区分けにご協力ください。

☎ 総務課住民係 ☎ 57-2113

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

医療費控除の明細書の記入例

昭和太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

昭和太郎さんが受けた医療

2月18日 ■■病院 診療 6,000円①
 5月28日 ■■病院 診療 3,400円①
 ▲▲薬局 医薬品 700円②

昭和花子さんが受けた医療

9月13日 ●●診療所 診療 3,300円③
 医薬品 1,100円③

・医療を受けた人
 ・病院・薬局
 ごとに医療費を合計して記載
 します。

| 医療を受けた方の氏名 | 病院・薬局などの支払先の名称 | 医療費の区分 | | 支払った医療費の額 | うち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 |
|------------|----------------|---|-----------------------------------|-----------|------------------------|
| ① 昭和太郎 | ■■病院 | <input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 | <input type="checkbox"/> 介護保険サービス | 9,400円 | 円 |
| | | <input type="checkbox"/> 医薬品購入 | <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| ② 同上 | ▲▲薬局 | <input type="checkbox"/> 診療・治療 | <input type="checkbox"/> 介護保険サービス | 700円 | 円 |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 | <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |
| ③ 昭和花子 | ●●診療所 | <input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 | <input type="checkbox"/> 介護保険サービス | 4,400円 | 円 |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 | <input type="checkbox"/> その他の医療費 | | |

医療費控除の対象となる医療費の例

- ・医師又は歯科医師による診療又は治療
- ・医師等の処方や指示により、購入する医薬品の購入
- ・介護保険制度の下で提供された一定の施設、居宅サービスの自己負担額
- ・医師による診療を受けるために直接必要なコルセットなどの医療用器具の購入代やその賃借料
- ・入院の対価として支払う部屋代や食事代

控除の対象に含まれないものの例

- ・健康診断の費用（疾病が発見され治療する場合を除く）
- ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金
- ・予防接種の費用（インフルエンザ等）
- ・治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡、補聴器等の購入費用
- ・入院時の自己都合による個室を使用する場合の差額代金

ご不明な点は役場住民係まで 57-2113

明細書の記入は裏面です